

峰山学園長岡小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは児童の心と体を深く傷つける重大な人権の侵害行為である。

いじめは「どの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、すべての児童が安心して生活し、共に学び合い、いじめに向かわせないための教育環境づくりを家庭及び地域社会の協力も得て、すべての教職員で進めなければならない。

そのために、学校は良好な友人関係や教師との信頼関係の中で、分かる授業づくりや一人一人が生かされ活躍できる学級づくり、学校づくりに取り組むことが大切である。このことは児童の集団の一員としての自覚や自信がはぐくまれ、互いを認め合う人間関係・学校風土の構築につながる事が期待できる。

未然防止のための取組が成果を上げるためには、日常的に児童の実態を把握し、定期的なアンケート調査などの検証を通して、改善や新たな取組の必要性について定期的に検討し、PDCA サイクルに基づく取組を継続することが重要である。

本校では、京丹後市・家庭その他関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を、京丹後市教育委員会の「指導の重点」、並びに「学校教育指導の重点 推進上の留意点」も踏まえ、総合的かつ効果的に推進するため、京丹後市立長岡小学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。なお、京丹後市版「いじめ指導の手引き」も「基本方針」を推進するために積極的に活用する。

第 1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任
- 3 「いじめ対策委員会」は毎月第 3 水曜日に開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定

- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、すべての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ・肯定的な評価を大切にする授業づくり
- ・言語活動の充実
- ・定期的な授業評価の実施と活用
- ・授業研究の推進
- ・ベル着の徹底
- ・教室環境の整備

(2) 自己肯定感をはぐくむ取組の推進

- ・行事等を活用し生徒指導の三機能が活かされた学校・学級づくり
- ・就学前から10年間を見通した小中一貫教育の推進
- ・異年齢集団による各種行事、取組の実施

(3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・道徳教育、人権教育の推進
- ・体験活動、地域学習、読書活動の推進
- ・規範意識、コミュニケーション能力の向上

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- ・学級活動、全校集会など特別活動の活用
- ・人権週間、旬間での実施

(5) いじめについて、児童の主体的な活動の推進

- ・児童会活動、各種委員会活動、学級活動の充実

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・校内研修の実施(年間2回程度)
- ・公的な校外研修等の有効な活用

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりする

など、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・日常的に教職員間で情報を交流し、児童の人間関係を把握するとともに、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報については、全教職員で共有する。
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 学期毎に全児童を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査を実施

- ・アンケート調査 : 7月、12月、3月
- ・聞き取り調査 : 7月、12月、3月 (※アンケート後に実施する。)

(3) 相談体制の整備と周知

- ・年2回教育相談週間を実施する。(7月、12月)
- ・スクールカウンセラー等と情報を共有する。
- ・校内相談窓口を設置し、児童及び保護者に周知する。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びその保護者に連絡するとともに、京丹後市教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた児童への指導と支援、並びにその保護者への支援を行う。
- (5) いじめた児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに京丹後市教育委員会に報告、協議するとともに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重

し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) 情報モラル教育を推進する。
- (4) 通信情報システムについてPTA等と連携した取組を進める。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに京丹後市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び京丹後市におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を京丹後市教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1) 京丹後市立長岡小学校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・いじめ防止等に関わる研修会の実施
- (2) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組を学校だより・ホームページ等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るよう努める。

第7 その他

- 1 いじめ防止等の推進のため、京丹後市版「いじめ指導の手引き」を「基本方針」の添付資料とする。